

「藤井寺市未熟児養育医療給付」 申請の手引き



1. 未熟児養育医療給付とは？

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」といいます。）に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して行うものです。

（１）対象者

藤井寺市内に居住する乳児で、次のいずれかに該当する方が対象です

- ア 出生時体重が2,000g以下の未熟児
- イ 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - （ア）一般状態
 - a 運動不安、けいれんがあるもの
 - b 運動が異常に少ないもの
 - （イ）体温 摂氏34度以下
 - （ウ）呼吸器循環器系
 - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの
 - c 出血傾向の強いもの
 - （エ）消化器系
 - a 生後24時間以上排便のないもの
 - b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの
 - c 血性吐物、血性便のあるもの
 - （オ）黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの（重症黄疸による交換輸血を含む）

（２）給付の内容

入院治療における診察・医学的処置・治療等が受けられます。

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象外の場合は除外されます。

(3) 費用(自己負担金)

- 入院月の約4か月後以降に藤井寺市からお送りする「納入通知書」に基づき、「自己負担金」をお支払いいただきます。
- ※ 医療機関窓口での医療費自己負担はありません。ただし、「おむつ代」など保険対象外のものは実費負担となります。
- ※ 医療券が発行されるまで「預かり金」を請求する医療機関がありますが、この場合は後で返金してもらってください。
- ご注意：「自己負担金」を納期限までに支払いされない場合、文書・電話・訪問による督促や、保証人への連絡をさせていただくことがあります。また、金額や延滞日数に応じ、延滞金が課されることがあります。

- 「自己負担金」の算定にあたっては、まず、申請時に提出された所得等を証明する書類を審査し、下記「徴収基準額表」に基づき、「自己負担金」の上限となる「徴収基準月額」を決定します。(金額は医療券交付時にお知らせします。)
- ※ 「徴収基準月額」＝「自己負担金」とは限りません。
- ※ 双子以上のお子さんが同時に養育医療を受ける場合の徴収基準月額は、2人目以降のお子さんは、1人目のお子さんの10分の1になります。(「徴収基準額表」の「加算基準月額」がこれにあたります。)
- 「自己負担金」は次のように算定します。(かかった医療費の健康保険自己負担額(約2割相当)が上限となります。)
- ①「徴収基準月額」を必要に応じ日割り計算します。

〈例〉D4階層の方が、2月1日から3月10日まで入院された場合

2月分 34,800円(徴収基準月額) × 28/28 = 34,800円…(分母はその月の日数です)

3月分 34,800円(徴収基準月額) × 10/31 = 11,220円…(実際の入院日数で日割り計算します)(10円未満切り捨て)

- ②市の福祉医療制度(子ども、ひとり親家庭医療等)での助成額を差し引きします。

〈例〉上記2月分で子ども医療費助成制度を受給中の場合

34,800円 - (34,800円 - 1,000円) = 1,000円(自己負担金)

※子ども医療費助成制度による助成額(1日最大500円/月2日限度の受給者負担を除いた額)

《徴収基準額表》

階層	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額(円)	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯			0	徴収基準月額の10%
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯			2,600	
C	A階層を除き当該年度の市町村民税均等割額のみ課税世帯			5,400	
D	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次に掲げる税額である世帯	所得割の年額 15,000円以下	D1	7,900	
		15,001 ~ 21,000円	D2	10,800	
		21,001 ~ 51,000円	D3	16,200	
		51,001 ~ 87,000円	D4	22,400	
		87,001 ~ 171,300円	D5	34,800	
		171,301 ~ 252,100円	D6	49,400	
		252,101 ~ 342,100円	D7	65,000	
		342,101 ~ 450,100円	D8	82,400	
		450,101 ~ 579,000円	D9	102,000	
		579,001 ~ 700,900円	D10	123,400	
		700,901 ~ 849,000円	D11	147,000	
		849,001 ~ 1,041,000円	D12	172,500	
		1,041,001 ~ 1,222,500円	D13	199,900	
		1,222,501 ~ 1,423,500円	D14	229,400	
		1,423,501円以上	D15	全額	

(4) 実施場所

全国の指定養育医療機関で給付が受けられます。

※ 大阪府が指定する指定養育医療機関は、4ページに掲載しています。(他の都道府県等が指定する機関でも可)

(5) 対象期間

養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期(初日)から最長6ヶ月間です。なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日までの範囲で継続が可能です。

2. 給付申請の方法

(1) 申請できる方

申請者は、本人の親権を行う者又は後見人（一般的には保護者）であって、主たる生計者である方としてください。

(2) 申請窓口

藤井寺市役所（健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当 ②番窓口）

(3) 必要書類

☐	養育医療給付申請書	申請者は扶養義務者と同じ人（保護者のうち収入の多い方）としてください。						
☐	養育医療意見書	指定養育医療機関の医師が作成したものがが必要です。藤井寺市の様式を用いてください。						
☐	世帯調書	本人を含め、世帯構成員全員を記載してください。						
☐	住民税額を証明する書類	原則として世帯全員について、次の①、②のいずれかをご用意ください。 ただし、本市の課税情報やマイナンバーを利用した情報連携により、地方税関係情報について取得することに同意いただける場合は不要です。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>住民税徴収税額決定通知書</td><td><u>年末調整されたもの。手書きの場合は支払者の印が必要。</u></td></tr> <tr> <td>②</td><td>住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書</td><td><u>税務署の受付印が必要。</u></td></tr> </table> ※ いずれも最新年度（6月末までの申請については前年度）の原本が必要です。 ※ 他の方の証明書類で扶養されていることが明らかな方の分は省略することができます。 ※ 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書（本人が記載されたもの）を添付してください。	①	住民税徴収税額決定通知書	<u>年末調整されたもの。手書きの場合は支払者の印が必要。</u>	②	住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書	<u>税務署の受付印が必要。</u>
①	住民税徴収税額決定通知書	<u>年末調整されたもの。手書きの場合は支払者の印が必要。</u>						
②	住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書	<u>税務署の受付印が必要。</u>						
☐	誓約書	「自己負担金」（2ページ参照）の支払いに関する誓約書です。 申請者は養育医療給付申請書の申請者と同じ人としてください。 保証人は申請者と別生計で独立生計を営む者である必要があるため、基本的には、現住所が申請者と同一でない方としてください。 現住所が申請者と同一で別生計を営む者を保証人とする場合は、その旨の申立書を添付してください。						

3. その他

- ・入院治療を始めてから3週間以内に申請してください。入院治療開始から2ヶ月を超えて申請した場合、申請日の2ヶ月前までに受けた治療に対して医療給付は受けられません。
- ・退院後に申請はできませんので、必ず退院前に申請してください。
- ・申請してから医療券が交付されるまでには、書類の不備などがない場合で、約4～6週間程かかります。
- ・申請後、住所・電話番号・加入している健康保険の情報等の変更があれば、必ず保険年金課まで連絡するようにしてください。
- ・わかりにくい点や必要書類、申請方法等についてのご質問、ご相談がありましたら、保険年金課へお尋ねください。

大阪府が指定する指定養育医療機関一覧

市立池田病院	(医) 朋愛会 サンタマリア病院	(医) 宝生会 PL病院
大阪母子医療センター	近畿大学医学部附属病院	大阪はびきの医療センター
府中病院	市立貝塚病院	(医) 笠松産婦人科小児科
泉大津市立病院	(医) 飯藤産婦人科	阪南中央病院
りんくう総合医療センター	(独) 国立病院機構大阪南医療センター	箕面市立病院
(医) 定生会 谷口病院	大阪府済生会富田林病院	松下記念病院

(その他大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市が指定する指定養育機関があります。詳細については各市にお問い合わせください。)

藤井寺市 健康福祉部
保険年金課 福祉医療担当
〒583-8535 藤井寺市岡1丁目1番1号
電話 (072) 939-1111 (代表)
(072) 939-1186 (直通)